

法人JAネットバンク利用規定

日立市多賀農業協同組合
登録番号：T5050005007015

第1章 総則

第1条 法人JAネットバンク

1 サービス内容

- (1) 法人JAネットバンク(以下「本サービス」といいます。)とは、本サービスの契約者(以下「契約者」といいます。)が当組合に対し、インターネットに接続可能なパーソナルコンピューター(以下「パソコン」といいます。)等の端末機器(以下「端末」といいます。)により、法人JAネットバンク利用規定(以下「本規定」といいます。)所定の各種サービスについてサービス提供の依頼を行い、当組合がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。
- (2) 契約者は、本サービスにおける次の各種サービスを申込みことができます。
 - ア 照会・振込サービス
 - イ 伝送サービス
 - ウ その他当組合所定のサービス
 なお、照会・振込サービスの申込は必須となり、伝送サービスのみの申込はできません。また、照会・振込サービスの申込により、収納サービス(税金・各種料金の払込み)を利用できます。
- (3) 各種サービスの詳細については、本規定の各章記載内容および別に定める「法人JAネットバンクオンラインマニュアル」によるものとします。
- (4) 本サービスで当組合が提供する各種サービスの内容については、契約者ごとに個別に定めるものとします。
- (5) 契約者は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

2 ～ 4
(省略)

第2条～第27条
(省略)

第2章 第28条 ～ 第4章 第39条
(省略)

以上

法人JAネットバンク利用規定

(JA用)

第1章 総則

第1条 法人JAネットバンク

1 サービス内容

- (1) 法人JAネットバンク(以下「本サービス」といいます。)とは、本サービスの契約者(以下「契約者」といいます。)が当組合に対し、インターネットに接続可能なパーソナルコンピューター(以下「パソコン」といいます。)等の端末機器(以下「端末」といいます。)により、法人JAネットバンク利用規定(以下「本規定」といいます。)所定の各種サービスについてサービス提供の依頼を行い、当組合がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。
- (2) 契約者は、本サービスにおける次の各種サービスを申込みことができます。
 - ア 照会・振込サービス
 - イ 伝送サービス
 - ウ その他当組合所定のサービス
 なお、照会・振込サービスの申込は必須となり、伝送サービスのみの申込はできません。また、照会・振込サービスの申込により、収納サービス(税金・各種料金の払込み)を利用できます。
- (3) 各種サービスの詳細については、本規定の各章記載内容および別に定める「法人JAネットバンクオンラインマニュアル」によるものとします。
- (4) 本サービスで当組合が提供する各種サービスの内容については、契約者ごとに個別に定めるものとします。
- (5) 契約者は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

2 ～ 4
(省略)

第2条～第27条
(省略)

第2章 第28条 ～ 第4章 第39条
(省略)

以上